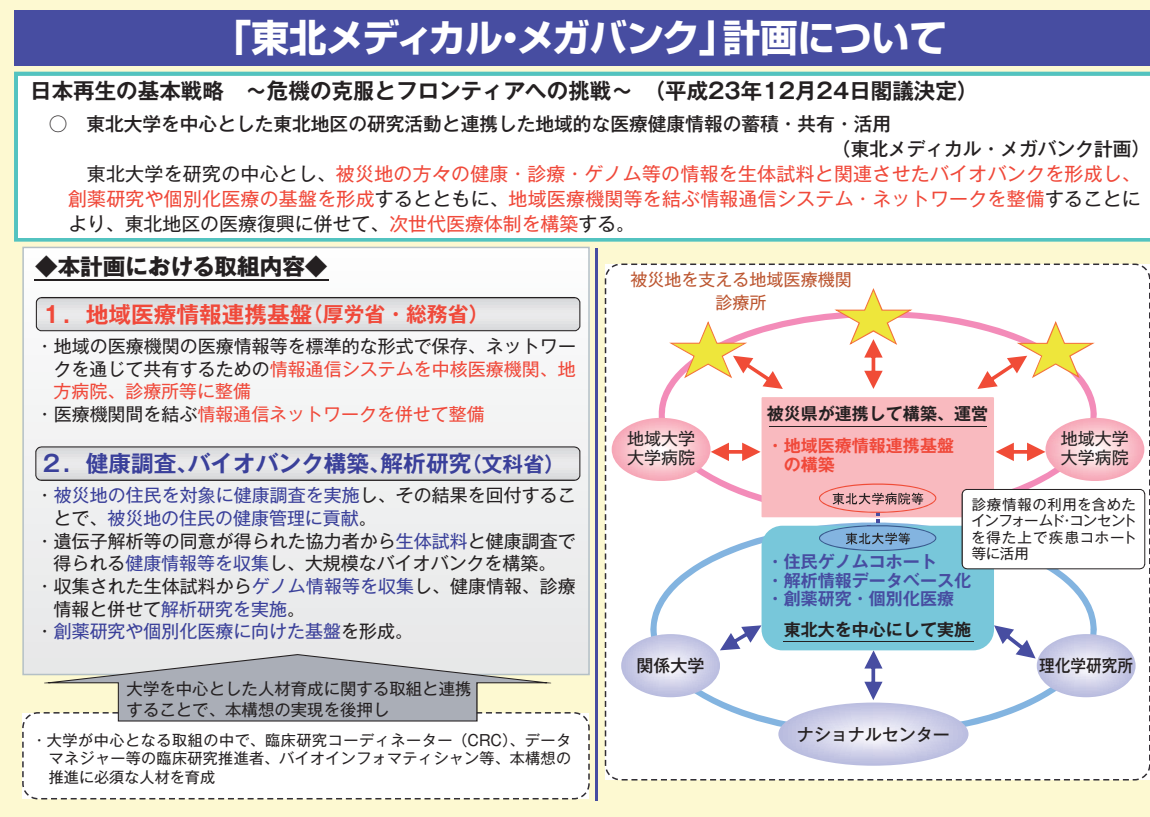


図表 1-1-9 「東北メディカルメガバンク」計画について



#### (4) 産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト

「産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト」では、被災地自治体主導の地域の強みを生かした科学技術駆動型の地域発展モデルに対する支援を行うとともに、東北地方の総合経済団体である東北経済連合会と連携のもと、全国の大学等の技術シーズの育成強化、技術シーズの被災地企業への移転促進、目利き人材活用による被災地産学共同研究支援等を総合的に実施することで、全国の大学等の革新的技術シーズを被災地企業において実用化し、被災地復興に貢献します。

#### 4 地域の文化芸術・スポーツ活動の振興を通じた復興の推進

文部科学省ではスポーツ・レクリエーション活動をとおして、人々の心身の健康を取り戻し、地域コミュニティを再生することを目的とした、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(スポーツ・レクリエーション活動の支援)」を実施しました。

この事業は、被災3県(岩手、宮城、福島)の各地域において住民のスポーツ活動の担い手として各種スポーツ事業を実施してきた総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)等にクラブマネージャー、市町村体育協会やレクリエーションスポーツの指導者、その他スポーツに関わりを持つ住民を「地域スポーツコーディネーター」として配置し、地域の住民に対するスポーツ活動を企画・立案し、外部講師や地域ボランティア等の参画を得て、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを定期的実施するものです。

岩手県釜石市花露<sup>けろべ</sup>辺地区で実施した健康教室

花露<sup>けろべ</sup>辺地区健康教室(平成24年1月18日(水) 9:30~12:00)

地域スポーツコーディネーター3名, 体育協会事務局長, 釜石保健センター 保健師1名

内 容

- ・保健師による健康講話, 健康相談
- ・準備体操の後, ダーツゲーム, 輪投げゲーム, スカットボール
- ・ボール体操



東日本大震災の影響により、公演や展覧会なども、中止や延期などを余儀なくされました。こうした中、文化庁では、平成23年4月の文化庁長官によるメッセージ「当面の文化芸術活動について」により、文化芸術関係者が文化芸術活動を積極的に行うことで、今後の復興を支えていただきたいと、呼びかけを行いました。

また、文化庁、地方公共団体、芸術家、芸術団体、文化施設、助成財団、企業、芸術系大学、文化ボランティアなど、様々な立場の団体や個人が集まり、連携しながら、文化芸術活動を通じて被災地の復興を支援する組織として「文化芸術による復興推進コンソーシアム」が24年度に創設されます。

このコンソーシアムでは、被災地の文化財や文化施設、地域の祭りなどの被害状況や復興の状況、被災地のニーズなどを、現地調査やヒアリングなどを通じて把握し、地域のニーズに即した文化芸術活動の環境づくりにつなげていきます。また、団体や個人の被災地での文化芸術活動を支援するために、ウェブサイトなどを通じて、様々な情報を発信していきます。

文化芸術の力により、被災地の住民が生きる希望を確認し、日本全体が力強く復興することを目指して、被災地の状況を踏まえながら、今後とも文化芸術による復興に努めていきます。

## 5 全国的な防災対策の充実・強化

### (1) 防災教育の充実

児童生徒等に、災害時に自ら危険を予測し、安全な行動ができる判断力などを身に付けさせる防災教育は、重点を置いて取り組むべき課題です。そのため、文部科学省では、従来から、学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月改訂)の全国の学校等への配布や学校安全を担当する教員等を対象とした防災教室の実施等により、学校における防災教育の推進に取り組んできました。

また、今般の東日本大震災を受け、文部科学省では、その教訓を次代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等を見直すため、平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設け、検討を進めています。23年9月に取りまとめられた中間取りまとめの中では、児童生徒等が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成、支援者としての視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進、学校安全の中核となる教職員等への効果的な研修の推進、地域・家庭と連携した実効性のある防災訓練等の実施等の必要性が指摘されています。

さらに、平成24年1月には、特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県の全ての学校に対し、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴って発生した津波によって受けた被害状況や学校等での避難時の対応等の調査を行いました。その結果、①「地震」を想定した避難訓練が94%の学校で実施されていたのに対し、津波の浸水が予測されていた学校での「津波」を想定した避難訓練実施率が62%であったこと、②約8割の学校で災害からの身の守り方についての指導が行われ、約9割の学校で日頃の防災教育が児童生徒等の主体的な避難行動等に活かされたこと、③地域住民などと日常的に連携がとれていた学校では児童生徒の安全確保や避難所開設・運営、教育活動の早期正常化が円滑に進んだことなどが明らかになりました。

これらの有識者会議での検討等を踏まえて、平成24年3月には、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となるような共通的な留意事項をとりまとめた「学校防災マニュアル(地震・津波)作成の手引き」を作成し、全国の学校等に配布しました。手引きの中では、事前(備える)、発生時(命を守る)、事後(立て直す)の3段階に対応を整理し、例えば、事前には避難訓練の方法、発生時は避難行動の留意点を、事後では児童生徒等の引き渡しに関するルールづくりなどを示しています。

地震発生から二次災害(津波や火災等)までの間のごく僅かであり、全ての教職員には自校の環境や考えられる二次災害について理解した上で、素早い判断と適切な対応が求められます。そのためには、事前に十分な備えをしておくことが重要です。児童生徒等を学校に留める際の備蓄、津波等からの避難場所や避難経路の安全点検、マニュアルを活用した避難訓練等が必要です。また、児童生徒等には、自ら危険を予測し、回避するために、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる力を身に付けさせなければなりません。その際には、人間の心理特性として、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりする「正常化の偏見」についても注意が必要です。

また、これらの取組を行うためには、学校内だけでなく地域や行政等も含めた体制整備が不可欠です。学校においては学校安全の中核となる教職員を校務分掌上に明確に位置付けるなどし、全教職員



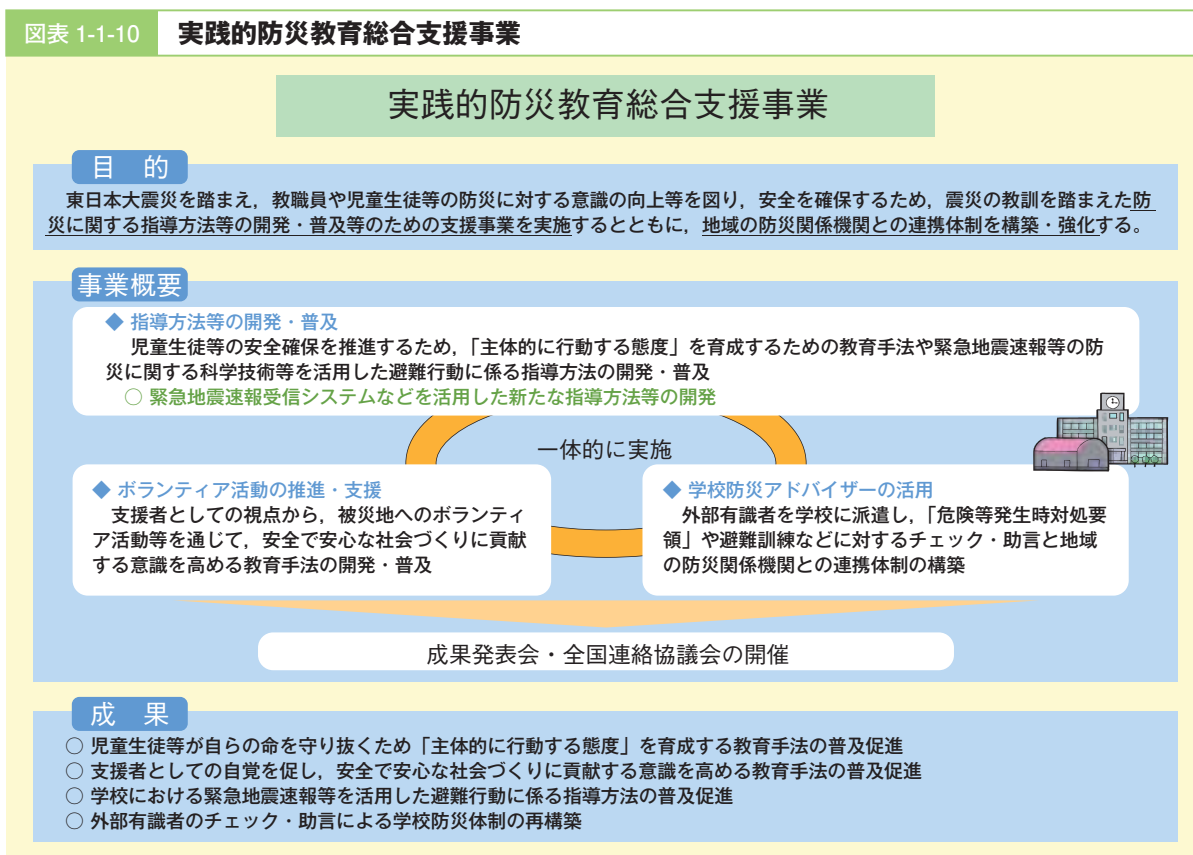
の理解と行動に結びつけなければなりません。その実現に向けて校長には強力なリーダーシップが求められます。

以上のことから、文部科学省では、平成24年度、全国の学校等における防災対策の充実・強化を図るため、次のような施策を推進していきます。

### ①「実践的防災教育総合支援事業」について

東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における取組への支援を行います。また、外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化を促していきます。さらに、支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及をしていきます。

図表 1-1-10 実践的防災教育総合支援事業



### ②「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」の改訂について

各学校における教職員間の共通理解の促進、教職員の資質向上のため、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育に関する教職員向けの総合的な参考資料である「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開(平成10年)」を改訂し、全国の学校等へ配布して、その活用を促します。

### ③「防災教室の推進」等について

教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上等を図るため、防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施します。また、教員研修センターと連携し、各都道府県において指導的な役割を果たしている小・中・高等学校の教員及び都道府県・市町村教育委員会の防災教育担当指導主事を対象とした研修会を実施します。

## シンポジウム「東日本大震災と学校 —学校運営や教育指導における工夫など—」の開催

国立教育政策研究所では、平成23年11月24日、全国各地の学校関係者や在日の大使館員などの参加を得て、「東日本大震災と学校—学校運営や教育指導における工夫など—」をテーマとするシンポジウムを開催しました。講演やパネルディスカッションを通して、被災地の学校における実際の取組や関係者の思いなどを国内外に発信するとともに、災害復興に関わる教育政策の在り方などを示すことができました。

シンポジウムにおいては、宮城県山元町立中浜小学校の井上剛校長から、震災時における津波からの避難の様子や取組、津波の被害を免れた学校との併設による学校運営の現状などが、福島県福島市立佐原小学校の田村良江校長から、福島第一原発の事故の影響で在校生を大幅に上回る児童の転入への対応が紹介されました。また、岩手県宮古市の中屋定基前教育長から、小中学校における地震や津波からの避難状況や避難所になった学校での取組、津波防災対策や防災教育の取組などが、福島県立浪江高等学校の鈴木吉重前校長から、被災直後の対応と学校再開に向けた準備、「サテライト方式」の学校運営などについて紹介されました。さらに、経済協力開発機構(OECD)教育局の田熊美保シニアアナリストから、海外の災害復興において成功したと考えられる支援の取組や支援に当たって配慮すべきことなどについて発表されました。



## 全国生涯学習ネットワークフォーラム 2011

全国生涯学習ネットワークフォーラムは、生涯学習活動の成果を生かした「新しい公共」による社会的課題解決の取組を全国的に推進することを目的として平成23年度から新たに実施しています。平成23年度は、11月5日(土)、6日(日)に文部科学省を会場として開催しました。

東日本大震災をきっかけとして、被災地だけでなく全国各地において地域社会の絆の重要性が以前にも増して認識されています。このような状況の下、本フォーラムでは、「学びを力とする3.11以降の地域づくり、社会づくり」をテーマとし、「地域の絆づくり」、「防災教育」、「高齢社会」、「ICT教育」、「震災ボランティア」の5つの分科会に分かれて、参加者が自らの取組を報告するとともに、これからの取組のあり方などについて熟議等により参加者間で研究協議しました。

特に、「防災教育」では、片田敏孝氏(群馬大学教授)が「地域ぐるみの防災教育」をテーマにした基調講演において、避難三原則(想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれ)をもとにした防災教育の取組や地域防災の重要性とともに、防災教育を10年続ければ子どもたちは大人になり、更に10年続ければ親になる、親は子どもに引き継いでいくとして、防災文化の継承について提唱されました。こ

れを受けて行われた熟議では、これからの防災教育をどのように進めるかについて、教員や生徒、学生、行政、民間企業、NPO など様々な立場や地域の人たちが15班に分かれて意見交換を行いました。各班からの報告とまとめでは、学校や地域における防災教育の重要性とともに、その連携や地域防災リーダーの育成などの必要性が確認されました。



「これからの防災教育をどのように進めるか」をテーマとした熟議の様子

また、フォーラムを通して、関係者間のネットワークづくりが進められ、その後の継続的な活動につなげているなど、人と地域がともに成長していくきっかけともなっています。

平成24年度は、宮城県、福島県、岩手県の3県で開催する予定です。

## (2) 学校施設等の防災機能の強化と耐震化

東日本大震災では、広範な地域において、あらゆる生活基盤に甚大な被害が生じました。このような状況の中で、耐震化されていた学校施設は児童生徒などの命を守っただけではなく、多くの施設が地域住民の応急避難場所として使用されたことから、改めて、その安全性を確保することの重要性が認識されました。

### ① 防災機能の強化

東日本大震災を受けて、有識者により取りまとめられた「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言(平成23年7月)では、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要である、と述べられています。しかしながら、国立教育政策研究所文教施設研究センターによる学校施設の防災機能に関する実態調査(平成23年8月公表)によれば、市町村立学校の約9割が避難所に指定されているものの、備蓄倉庫などの整備率が低いなど避難所の指定状況と防災機能の実態が必ずしも整合していない状況が明らかになりました。実際に、東日本大震災においても、応急避難場所として使用される中で、断水や停電によりトイレが使用できなかったことなど主に機能面において避難生活上様々な課題が見られました。

学校が本来果たすべき役割を果たした上で、地域住民の応急避難場所としての役割も担っていくためには、地域の状況に応じ、学校施設にどの程度の役割を持たせるのか明らかにし教育委員会と防災担当部局が連携しつつ防災機能の強化を進めていく必要があります。

図表 1-1-11 避難所に指定されている学校数(岩手, 宮城, 福島の3県を除く)

平成23年5月1日現在

学校種別	全学校数(校)	避難所指定学校数(校)	割合(%)	
市町村立学校	29,995 (31,008)	27,997 (29,039)	93.3 (93.7)	
都道府県立学校	高等学校	3,385 (3,588)	2,286 (2,261)	67.5 (63.0)
	特別支援学校	805 (765)	230 (182)	28.6 (23.8)
合計	34,185 (35,361)	30,513 (31,482)	89.3 (89.0)	

※( )内は平成18年5月調査の数値

(出典)学校施設の防災機能に関する実態調査結果(平成23年8月)

図表 1-1-12 学校の防災関係施設・設備の整備状況

平成 23 年 5 月 1 日現在

項 目	避難所指定 学校数(校)	設置数(校)
体育館トイレ	30,513	23,808
屋外利用トイレ		20,048
防災倉庫／備蓄倉庫		10,754
貯水槽・プールの浄水装置等		9,057
自家発電設備(可搬型発電機を含む)		5,501
非常用通信装置		9,218

(出典)学校施設の防災機能に関する実態調査結果(平成 23 年 8 月)

このような状況を踏まえ、文部科学省では、平成 24 年度から防災機能強化事業を創設し、非構造部材の耐震化(後述)、避難経路や外階段の設置、備蓄倉庫、屋外便所などの整備に加え、自家発電設備の単体整備についても補助対象とし、公立学校施設の防災機能強化を支援していきます。

図表 1-1-13 自家発電設備、避難通路・階段、防災倉庫



(出典)学校施設の防災機能に関する実態調査結果(平成 23 年 8 月)

また、私立学校施設についても、東日本大震災においては、地域の避難所や救援活動の拠点となり、学生・生徒や帰宅困難者等の支援を行った学校が多数に上りました。このような教訓を踏まえ、文部科学省では、公立学校施設と同様に平成 23 年度補正予算から防災機能強化事業を創設し、補助対象の拡大を図るとともに、平成 24 年 1 月には「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」を策定し、継続的な支援を行っています。

## ②非構造部材を含む学校施設の耐震化

これまで、学校施設の耐震化については、全国で積極的な取組がなされてきましたが、大規模な地震はいつどこで発生するか分からないことから、一刻も早く全ての学校施設の耐震化を完了することが必要です。東日本大震災の後、学校施設の耐震化を前倒しして実施する地方公共団体や学校法人が出てくるなど、被災地に留まらず全国的に防災対策の機運が高まっています(参照：第 2 部第 10 章第 1 節 1(1))。

また、学校施設の安全性を確保するためには、構造体の耐震化だけでなく、天井材や外装材などの非構造部材の耐震化も重要です。これまで文部科学省では、平成 22 年 3 月に、非構造部材の耐震化の手順、ポイントなどを分かりやすく解説した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を作成し、地方公共団体などに対し、普及啓発を図ってきましたが、東日本大震災では、多くの学校施設において天井材が落下するなどの被害が見受けられたことから、震災後に、非構造部材の耐

震化に関する教職員向けのリーフレットを配布するなど、非構造部材の耐震化の一層の推進に向けた普及・啓発を行っています(参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm))。

図表 1-1-14 点検のポイント

**点検のポイント(屋内運動場等用)** コピーして活用してください  
(注)必要に応じて、各学校の施設の状態に合わせて、点検項目の追加等を行い、使用してください。

**屋内運動場**

**放送機器**

本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。  
A:B:C

**内壁(内装材)**

内壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。  
A:B:C

**照明器具**

照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。  
A:B:C

**天井**

天井材(仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか。  
A:B:C

**体育器具**

本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。  
A:B:C

**窓・ガラス**

窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。  
A:B:C

建具に変形(たわみ)、腐食、ガタつきは見当たらないか。  
A:B:C

開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。  
A:B:C

**ピアノ**

ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。  
A:B:C

**屋外等** (校舎/屋内運動場共通)

**外壁(外装材)**

外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。  
A:B:C

**空調室外機**

空調室外機は傾いていないか。  
A:B:C

**エキスパンション・ジョイント**

エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。  
A:B:C

エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いているか。  
A:B:C

点検結果	劣化状況
A: 異状は認められない、または対策済み	脱落 腐食 変形 破損 変質
B: 異状かどうか判断がつかない、わからない	剥離 腐食 変形 破損 変質
C: 明らかな異状が認められる	脱落 腐食 変形 破損 変質

**凡例**

点検項目	対応事項
点検結果(該当箇所)	対応事項(具体的な現状箇所、状態等について記入)
記入者	
点検日	
点検箇所	屋内運動場 屋外(該当に○)
その他( )	

さらに、平成 24 年 3 月には、学校施設の非構造部材の耐震化を一層推進していくため「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」(以下、「事例集」)を作成しました。事例集では、天井、照明器具、外壁(外装材)、窓・ガラス、内壁(内装材)、設備器具、テレビ、収納棚、ピアノについて、39 事例を紹介するとともに、事例ごとに対策の概要、概算費用、概算工期などを掲載しています。点検の手法などを解説したガイドブックと合わせて活用していただくよう、都道府県教育委員会などに送付しました(参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm))。

今回の震災を踏まえ、今後も非構造部材を含めた学校施設の耐震化や、応急避難場所として使用される際に必要となる防災機能の強化など、児童生徒のみならず地域住民にとっても安全・安心で豊かな学校施設となるよう取り組んでいきます。



図表 1-1-15 事例集における紹介事例

## 紹介事例

◇天井、照明器具、外壁(外装材)、窓・ガラス、内壁(内装材)、設備機器、テレビ、収納棚、ピアノ(9種類)について、39事例を紹介。  
◇事例ごとに対策の概要、概算費用、概算工期等を記載。

## ■ 天井

木下地天井から  
金属下地天井への改修

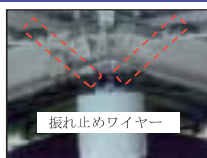


金属下地天井の  
更新に伴う補強



## ■ 照明器具

照明器具の更新に伴う  
振れ止めの設置



照明器具の更新  
に伴う脱落防止  
対策



## ■ 外壁(外装材)

外壁のモルタル仕上げ  
の落下防止対策



コンクリートブロック  
外壁の転倒防止  
対策



## (3) 地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化

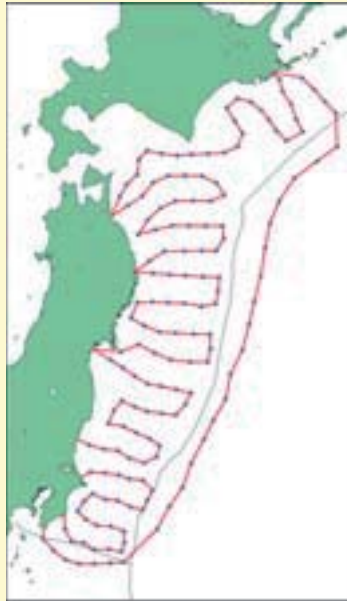
津波警報は、迅速性を確保するため、海域で発生した地震の位置と規模を主に陸域の観測網を用いて推定し、予め計算しておいた数値シミュレーション結果のデータベース等を活用して発表されます。

阪神・淡路大震災以降、陸域の観測網については、関係機関により整備が進められてきましたが、海域の観測網については、陸域と比べて観測点数が非常に少ない状況にあります。

陸域の観測網と違い、海域の観測網を用いて地震波を捉えることで津波警報の迅速な発表が可能となる他、海域で津波を直接観測することで、より精度の高い警報の更新等が可能となり、周辺住民等の適切な避難行動や災害対応に資することが期待されます。また、海域の観測網によって得られたデータは、海域における地震・津波の発生メカニズムの解明に役立ち、将来発生し得る地震・津波の正確な像の把握に貢献することも期待されます。

これを踏まえ、文部科学省では、東南海・南海地震の想定震源域及び房総沖から根室沖にかけての領域に、地震計と津波計を備えた海底観測網を整備することとしています。東南海地震の想定震源域においては、地震・津波観測監視システム(DONET)の整備を進めてきたところですが、近い将来、発生が懸念されている東海・東南海・南海地震に迅速に対応するため、この整備を加速する方針です。さらに、今後も大きな余震や津波が発生するおそれがある東北地方太平洋沖地震の震源域周辺においても、海底地震・津波観測網(図表 1-1-16)の整備を実施しています。

図表 1-1-16 日本海溝海底地震・津波観測網



## 第5節

# 原子力発電所事故への対応 —放射線から子どもたちを守る

## 1 原子力発電所事故への政府全体の対応

東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で運転中であった1～3号機の原子炉は自動停止するとともに、すべての外部電源を喪失しました。非常用発電機も津波の影響により停止し、全交流電源を喪失しました。その後、1～3号機は原子炉の冷却機能を失い、炉心溶融や水素爆発に至り、大量の放射性物質を環境中に放出することとなりました。

政府は平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故について、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力災害対策本部(本部長：内閣総理大臣)を3月11日に設置し、様々な対策を行ってきました。同年3月11日夜に原子力災害対策特別措置法に基づく最初の避難指示を行って以降、事態の深刻化に合わせて避難範囲の拡大を行い、同年4月下旬以降は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点が設定され、運用されてきました。

事態収束に向けた取組として、平成23年4月17日に東京電力が「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」を公表しました。また同年5月17日に原子力災害対策本部が「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」及び「原子力被災者の対応に関する当面の取組のロードマップ」を公表し、同発電所事故の事態収束に向けた取組方針を示すとともに、同年8月9日に「避難区域等の見直しに関する考え方」を取りまとめ、以降、同考え方に基づき、避難区域等の見直しが進められました。

その結果、平成23年7月19日に原子力災害対策本部は、「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」の「ステップ1」の完了を確認し、原子力安全委員会の助言も踏まえて、同年9月30日に緊急時避難準備区域の解除が行われました。

原子力災害対策本部は、平成23年12月16日には「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束にむ

けた道筋」の「ステップ2」の完了(冷温停止状態)を確認し、その結果を踏まえて同年12月26日に「ステップ2完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を決定し、今後の対応方針及び検討課題をとりまとめたところであり、避難区域の見直し及び住民の帰還に向けた取組を政府一丸となって進めているところです。

## 2 放射線モニタリングの実施

国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下、「事故」という。)に係る放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として、関係府省、福島県等により構成されるモニタリング調整会議\*<sup>5</sup>を平成23年7月に設置し、平成23年度に4回開催しました。本会議においては、放射線モニタリングに関する情報集約、測定及び分析等の実施に関する関係機関の役割分担を定め、関係機関が実施する放射線モニタリングの内容をまとめた「総合モニタリング計画」を同年8月2日に決定し、平成24年3月15日に避難指示区域の見直しなどの新たな課題を踏まえて、必要な改定を行い、4月1日にも、食品モニタリングに係る一部改訂を行いました。文部科学省は、本会議の事務局を担うとともに、関係機関の行ったモニタリング情報について、集約、整理し、文部科学省のウェブサイトにおいて公表しています(<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/>)。

文部科学省では、事故発生直後から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の陸域・海域における緊急時モニタリングを、日本原子力研究開発機構が所有するモニタリングカーや海洋研究開発機構が所有する調査船「よこすか」等も活用して実施するとともに、航空機モニタリングを宇宙航空研究開発機構が運用する気象観測用の小型機やアメリカ合衆国エネルギー省が所有する航空機及び測定器等も活用して実施しました。また、事故に伴い放出された放射性物質の分布状況を詳細に把握するため、全国の大学、研究所に在籍している多くの専門家の参画を得て、「放射線量等分布マップ」の作成や、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の環境における放射性物質の移行状況調査を実施しています。

図表 1-1-17 セシウム 134 の土壌濃度マップ



\*<sup>5</sup> 共同議長

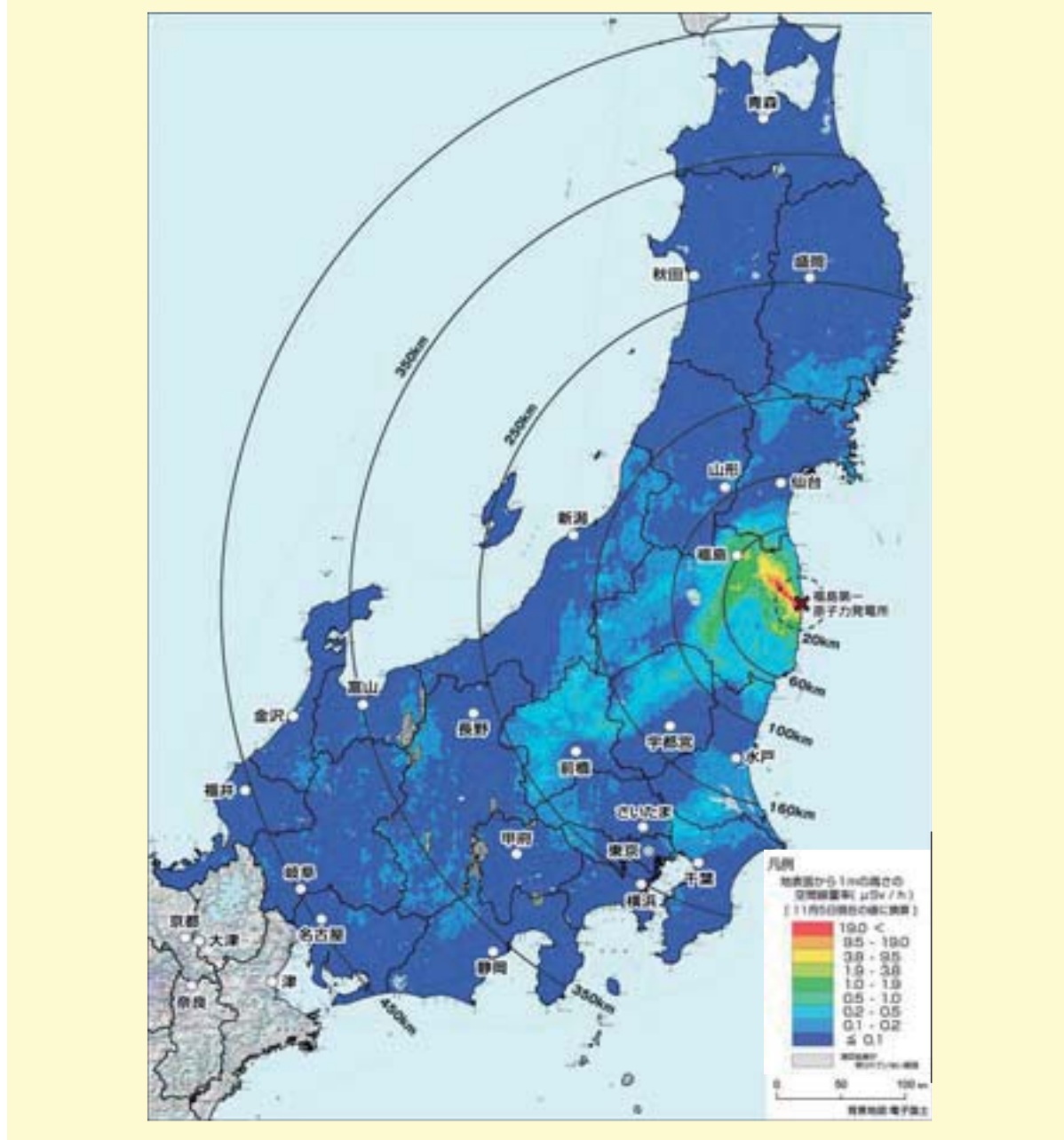
(第1回及び第2回)細野豪志内閣府特命担当大臣、近藤昭一環境副大臣、園田康博内閣府大臣政務官、林久美子文部科学大臣政務官、(第3回)細野豪志環境大臣、中塚一宏内閣府副大臣、園田康博内閣府大臣政務官、神本美恵子文部科学大臣政務官、高山智司環境大臣政務官、(第4回)細野豪志環境大臣、松下忠洋内閣府副大臣、園田康博内閣府大臣政務官、神本美恵子文部科学大臣政務官、高山智司環境大臣政務官

事務局：文部科学省

また、福島県内においては、学校安全の判断材料や住民被ばく線量の推計等に利用するため、学校等における網羅的な線量測定を実施する簡易型積算線量計(約1,800個)の配布やリアルタイム線量測定システム(2,700台)の整備、福島県内の全市町村及び隣県への可搬型モニタリングポスト(計675台)の整備、福島県内の全市町村へのサーベイメータの配布等を実施しました。

さらに、全国における放射能調査体制の強化のため、各都道府県において固定型モニタリングポストの増設(約250基)や環境試料分析装置(ゲルマニウム半導体検出器)等の整備を行いました。加えて、福島県西部を含む、東日本全域(1群21県)における広域の、航空機モニタリングを平成23年6月から11月にかけて実施しました。また、平成24年1月以降、西日本、北海道についても順次、航空機モニタリングを進めています。

図表 1-1-18 第4次航空機モニタリングの測定結果を反映した東日本全域の地表面から1m高さの空間線量率



また、文部科学省は、前述の福島県及び全国に設置したリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストによる空間線量率の測定値及びグラフを、文部科学省のウェブサイトにおいてリアルタ

イムに表示しています。

また、事故発生直後は、日本マイクロソフト社の協力により、各都道府県の空間線量率の測定結果についてグラフ化するなど、分かりやすい公開を行いました。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復、子どもの健康や国民の安全・安心の確保に貢献するため、文部科学省としては、今後とも、放射線モニタリングに取り組むこととしています。

## Column No. 14

### 事故発生直後の放射線モニタリングデータのウェブ上での情報発信

放射線モニタリングデータについては、事故発生直後の3月15日から文部科学省ウェブサイトにおいて掲載を開始しましたが、国民のみならず世界各国からの関心も高く、これによりアクセスが集中してサーバーがダウンする可能性がありました。

こうした中、ウェブサイト運営会社等の協力により同3月15日以降、各種ウェブサイトからのデータ情報提供が始まり、アクセスを分散させることができました。また、外国語(英語、中国語、韓国語)によるデータ情報提供に当たっては、学生の翻訳ボランティアに協力いただきました。

文部科学省では、事故発生直後の危機的状況下において献身的な活動により放射線モニタリングデータの情報提供に協力いただいた皆様に、文部科学副大臣から感謝状を贈呈しました。

#### 放射線モニタリングデータのウェブ上での情報発信状況

平成23年3月11日 東日本大震災発生

3月15日 文部科学省ウェブサイトに放射線モニタリングデータを掲載開始

同日 下記ウェブサイトでの情報提供開始

<http://eq.yahoo.co.jp/> (ヤフー)

<http://eq.sakura.ne.jp/> (さくらインターネット)

<http://eq.wide.ad.jp/> (WIDE プロジェクト)

3月24日 <http://radiation.goo.ne.jp/> (グー)での情報提供開始

4月4日 <http://eastjapaneq.jp.msn.com/housyanou/> (日本マイクロソフト)での情報提供開始

4月6日 文部科学省携帯電話サイトでの情報提供開始(日本マイクロソフト協力)

#### 感謝状の贈呈先

WIDE プロジェクト, ヤフー株式会社, さくらインターネット株式会社, 日本マイクロソフト株式会社, アマゾンデータサービスジャパン株式会社, 日本 IBM 株式会社, エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社, アクセリア株式会社, 株式会社ブロードバンドタワー, 株式会社ケイ・オプティコム, NTT レゾナント株式会社, Volunteer Students of Keio University, Volunteer Students of University of Tokyo, Volunteer Students of SOI Asia partner-Universiti Sains Malaysia, Volunteer Students of SOI Asia partner-Prince of Songhla University, Thailand, Volunteer Students of SOI Asia partner- Bangladesh University of Engineering and Technology, Volunteer Students of SOI Asia partner- Brawijaya University, Indonesia

### 3 健康管理への支援

原子力発電所事故の発生以来、福島県においては、住民のスクリーニング(放射線被ばく・汚染の検査)や発電所内の作業従事者の被ばくや汚染に対応するための医療体制作りなどが行われてきましたが、これには多くの医師や看護師、放射線技師等による支援が必要不可欠でした。このため、文部科学省では、放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センターで被ばくした作業従事者の受入れを行うとともに、福島県と連携をとりつつ、震災直後から広島大学や長崎大学をはじめとした多くの大学や日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所等の関係機関から専門家を派遣するなど積極的な支援を行ってきました(平成24年3月22日現在、延べ3,880名の専門家が現地入り)。

現地に派遣された専門家は、県の保健所に来訪した住民や警戒区域へ一時立入した住民等のスクリーニングや健康相談に協力しています。

また、平成23年5月に、福島県は県民健康管理調査を実施することを表明しましたが、これに対し政府は平成23年度第2次補正予算において、必要な事業を中長期的に実施できるように、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援しています。また、広島大学と長崎大学が福島県立医科大学と包括連携協定を締結し、大学を拠点とした継続的な支援体制を構築しています。さらにまた、技術面でも放射線医学総合研究所による外部被ばく線量推計システムの開発など、福島県を支援しています。福島県は、福島県立医科大学を中核的な実施機関としてこれらの支援を得て県民健康管理調査を開始し、24年1月に約1万4,000名に対し甲状腺超音波検査を実施したことを公表し、また、同年2月に約1万5,000名の内部被ばく検査の結果を公表するとともに、さらに、同年2月には約1万名の外部被ばくによる累積線量の推計結果を公表しています。

### 4 児童生徒が学校等において受ける線量低減の取組等

#### (1) 校舎・校庭等の除染

文部科学省では、平成23年4月19日、内閣府の原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」\*6(生涯学習政策局長、初等中等教育局長、科学技術・学術政策局長、スポーツ・青少年局長通知)を、福島県教育委員会等に発出しました。また、児童生徒等の受ける線量を確認するため、校庭等における継続的な放射線モニタリングを実施するとともに、積算線量計を児童生徒の行動を代表するような教職員に着用してもらい、継続的に実際の放射線量を確認しています。

また、学校等における空間線量率の低減策を検討するため、日本原子力研究開発機構が福島大学附属中学校及び幼稚園において校庭の土壌対策に関する実地調査を実施し、その結果について、文部科学省より原子力安全委員会へ報告するとともに、各学校での空間線量率低減策の参考となるように、5月11日、福島県教育委員会等に対して周知しました。

5月27日には、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発表し、①福島県内の全ての小・中学校等に対し積算線量計を配布しモニタリングを実施、②今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す、③校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校について設置者の希望に応じて土壌対策に関する財政的支援を実施すること、を示しました。

\*6 本通知では、以下の考え方を示している。

ICRP(国際放射線防護委員会)の「非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル」である年間1~20ミリシーベルトを校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安として設定し、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくこととしている。具体的には、校庭等の空間線量率が、毎時3.8マイクロシーベルト以上の場合には、校庭・園庭での活動を1日当たり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限すること等が適当であるとしている。

さらに、放射線防護と児童生徒の日常生活並びに心身の健康や発達等に関して様々な観点から検討・整理し、学校や家庭等に対して、科学的かつ総合的な情報を分かりやすく提供するため、5月31日、6月16日、7月6日の計3回、専門家からのヒアリングを実施しています。

6月16日には、「福島県内の学校の屋外プールの利用について」（事務連絡）において、学校の屋外プールの利用に当たっては、飲料水の暫定規制値の見直しの結果を踏まえる必要があるが、一方で、最近の福島県の水道水中の放射性物質は不検出となっており、児童生徒等がプールの水から受ける線量は極めて低いこと、モニタリングの結果、放射性物質が確認された場合は、文部科学省において児童生徒等の受ける線量を推計することなどを示しました\*7。

6月20日には、福島県外においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校について、設置者の希望に応じ、福島県と同様に土壌対策に関する財政的支援を実施することとしました。

そして、8月26日には、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」（生涯学習政策局長、初等中等教育局長、科学技術・学術政策局長、スポーツ・青少年局長通知）において、学校において児童生徒等が受ける線量について原則年間1ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることなどを示しました。

また、文部科学省は、日本原子力研究開発機構の協力の下、学校等、子どもの生活環境の除染が優先的に行われるよう、福島県内の市町村からの除染方法や除染に関する専門家の派遣について相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、現地での除染にあたるチームに専門家を派遣し、除染に関する技術指導や講習会の開催に取り組んでいます。

これらの取組により、避難区域以外のほぼ全校で毎時1マイクロシーベルト未満まで低下しており、実際に児童生徒等が学校で受ける放射線量の推計値も低い水準となっています。

## Column No. 15

### 「チルドレンファースト」活動について

独立行政法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、平成23年8月26日に原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施基本方針」における子どもの生活空間の線量低減化に優先して取り組む「チルドレンファースト」の考えに基づき、文部科学省に協力して、学校等が行う除染活動に放射線や除染の専門家を派遣し、技術的な助言や指導等を行っています。学校の先生や保護者、地域の住民の方々が協力して子供の生活環境の放射線量低減に向けた活動を行うことは、安心の醸成や地域コミュニティの再生にもつながる重要な取り組みであり、それにJAEAも協力し一緒に取り組んでいこうというものです。



最初のチルドレンファーストの対応は、平成23年12月3日の旧緊急時避難準備区域にある南相馬市の太田小学校での校舎及び周辺の除染作業で、PTAや地域住民のボランティアの方々約130名が参加しました。JAEAの専門家が「大掃除の要領で高い所から低い所へ」「埃が飛び散らないように一方向にふき取って」「埃を吸い込まないように必ずマスクをして」等の除染のポイントを説明した後、参加者全員で教室の壁や床、ガラス窓の拭き取り、校舎外側の落ち葉の回収や高圧洗浄機による除染作業を行いました。参加した方々は「子どもたちが帰って来ないと地域は元気を取り戻せない」「孫たちが安心して

\*7 厚生労働省において水道水中の放射性物質についての新たな管理目標値が設定されたことを踏まえ、平成24年4月10日、福島県教育委員会等に対し事務連絡を發出し、①新たな目標値で管理されている水道水を学校の屋外プールで利用することは問題ないこと、②地域の実情に応じてプール水のモニタリングを行うことなどを示しました。

勉強のできる環境を作りたい」という思いで真剣に作業を行っていました。校長先生は「専門家の助言で安心して取り組めた。」と述べられていました。この学校の生徒は、それまで市内の別の小学校で授業を受けていましたが、この除染作業が学校の再開につながりました。

この他、小・中学校や保育所の遊具除染指導、通学路等の除染方法の講習会開催、プール除染の助言等を実施してきました。特に遊具に関しては、事故後、使用を制限している学校等が多く、除染を行い早く安心して使用させたいとの思いから指導・助言の依頼がありました。遊具では主に錆びている箇所にセシウムが付着しているため、錆を落とすことが除染として有効なことを説明し、学校の先生や保護者の方々と共に錆をまき散らさないよう注意しながら鉄棒やジャングルジム等の遊具のサンドペーパーがけをしました。作業前後に遊具のサーベイをして汚染のレベルを1/2~1/3まで低減できたことを示すと、子どもたちのために熱心に作業されたことと相まって、納得感や遊具使用に対する安心感をもっただけでした。

今後もチルドレンファーストの方針の下、福島県内の子どもたちが安心して校庭や園庭で活動できるようにすることで健康な体と健全な精神の育成に少しでも役立つよう取り組んでいきます。



除染作業風景



遊具(鉄棒)の錆落とし



ガラス窓の拭き取り

## (2) 学校給食の安全・安心の確保

被災地の学校等における平成23年度からの学校給食の実施については、施設設備の洗浄及び消毒などの衛生管理や栄養バランスの確保などの栄養管理等に留意しながら、調達可能な物資等の実情に応じて、できる限り給食を提供できるよう教育委員会等に対して要請しました。

学校給食施設の復旧については、平成23年度第1次補正予算で、学校施設の災害復旧事業により支援を行っています。

平成23年度第1次補正予算において、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を創設し、これにより各県が基金を設けて、学校給食費や、おかず等の現物給付に係る経費を支出できるようにしました。

また、学校給食の安全確保について、出荷制限等の情報に留意することや、保護者等からの問合せに対応するなど必要な情報提供に配慮することなどを教育委員会に要請しました。さらに、放射性物質に汚染された稲わらを与えていた可能性のある牛による肉を給食で使用していたかについての確認と、使用していた場合の報告を求めました。

加えて、食品の安全については、規制値を超えるものが出回らないよう、出荷段階で検査が行われ、出荷制限等の措置が取られることとなっていることを前提としつつ、より一層の安全、安心の観点から、これらの検査体制に加え、学校給食の検査に関する事業を実施しました。

なお、平成23年度第3次補正予算により、学校給食の提供前に食材の検査を行うための機器整備について支援を行いました。

また、平成24年度予算において、給食一食全体について、提供後に検査を行い、放射性物質がどの程度含まれているかいないかを継続的に把握する「学校給食モニタリング事業」を実施することとしています。



## 5 放射線、原子力に対する理解を深めるための取組

### (1) 学校における放射線等に関する教育

今回の事故の教訓を将来に活かすためにも、児童生徒に対し、客観的な知識や多様な意見を学び、それに基づき自ら考え、判断する力を身に付けさせる教育を進めていく必要があります。

学校教育においては、平成20年3月に小・中学校、平成21年3月には高等学校の学習指導要領が改訂され、社会科や理科等の教科において、原子力やエネルギー、放射線等に関する内容の充実が図られました。例えば、新しい中学校学習指導要領の理科において、「放射線の性質と利用」について新たに示され、23年度から実施されています。

これを踏まえ、文部科学省では、全国の都道府県が学習指導要領の趣旨に沿って主体的に実施する原子力を含めたエネルギーや放射線等に関する教育の取組への支援として、副教材の購入、施設の見学、講習・講演会の実施、その他指導方法の検討や実践事例の調査等に必要となる経費を交付しており、今回の事故後、放射線等への関心が高まっていることから、改めて放射線等に関する教育の取組への当該支援の活用を促しています。

また、放射線等に関する教育の取組の充実を図る事業の実施による支援として、簡易放射線測定器「はかるくん」の貸出の他、「放射線等に関する副読本」の作成・提供などを実施しています。

### (2) 放射線、原子力に関する理解を深めるための活動(リスクコミュニケーション等)

放射線医学総合研究所では、福島県内外において、地方自治体等のご要望に応じて、講演会や研修会等へ専門家の派遣を行い、住民の方々や地方自治体職員の方々等に対し、放射線による健康影響等について説明を実施しています。

また、日本原子力研究開発機構では、放射線に関する福島県内の住民の不安の高まりに対応するため、学校の教職員関係者等の要請に基づき、原子力の身近な専門家として放射線や健康への影響等に関する情報提供や住民とのコミュニケーション活動(放射線に関するご質問に答える会)を継続的に実施しています(23年度内で計169回実施)。



「放射線に関するご質問に答える会」の様子

## 6 福島の復興・再生に向けた研究開発拠点の整備

福島県の復興・再生に向けて、福島県が放射線に係る研究開発拠点の整備等の取組を行うために、文部科学省では、福島県に設置された福島県原子力災害等復興基金に対し、補助を実施しています。

具体的取組としては、①放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点として、福島県民の健康維持・増進に資するため、福島県内に放射性薬剤を用いた最先端診断の研究開発拠点の整備②今回の事故により放出された放射性物質の生態系を通じた人々への影響を解明するとともに、その低減策を提示することで住民等の不安解消に資する取組③放射性物質で汚染された環境を早期に回復するとともに、将来にわたり安心して暮らせる地域の創造を目指し、福島県が環境回復・創造技術の調査・研究、除染や放射線に関する情報発信等を行うための拠点として、福島県環境創造センター(仮称)の整備④福島県立医科大学を中心とした、染色体の状況を迅速かつ高精度に測定ができ、かつ自動判定を可能とする被ばく線量モニターの開発が想定されます。

以上の取組は、県が基金を活用して実施するものですが、国としても、毎年度の事業計画の進捗等を踏まえつつ、県の取組に適切に協力・連携していくこととしています。

## 7 放射線安全・緊急被ばく医療研究の強化

放射線医学総合研究所においては、従来の放射線安全研究及び緊急被ばく医療研究に加え、今回の事故を踏まえた取組を行っています。具体的には、放射線による長期的な被ばく影響を評価しその低減方策を提示するため、長期被ばくのメカニズム解明等に向けた研究を強化します。また、復旧作業員等の健康追跡調査や、緊急被ばく医療研究の推進及び人材育成に向けた取組を行います。

## 8 除染や廃炉などの、原子力災害を踏まえた研究開発・人材育成の取組

### (1) 除染技術の確立に向けた取組

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された環境の早期回復を目指して、文部科学省では、より効果的・効率的な除染技術の確立に向けた取組を実施しています。

具体的には、日本原子力研究開発機構において、福島県など地方公共団体、国内外の大学・研究機関、民間企業などと連携・協力しながら除染の技術開発・評価・実証等を実施しています。これまでに、吸着材や天然鉱物等を用いた土壌・河川・プール水の除染技術を開発するとともに、汚染土壌等の除染により、空間線量率がどのように低減するかを評価できるソフトウェアを開発し一般に公表するなどの取組を行いました。

今後も関係機関と連携の上、除染技術の確立に向けた取組を実施していきます。

### (2) 廃炉に関する研究開発

今回の廃止措置に向けて、今後、中長期にわたって必要な研究開発を着実に進めていくことが重要です。平成23年12月に、原子力委員会の下に設置された「東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会」において、廃止措置に必要な研究開発課題が整理されました。これを踏まえ、現在、政府・東電中長期対策会議の下に設置された研究開発推進本部において、文部科学省を含む政府・東京電力・日本原子力研究開発機構・メーカー等の関係機関が連携・協力し、必要な研究開発を進めています。

日本原子力研究開発機構においては、これまでに、東京電力やメーカー等と連携・協力し、汚染水処理に伴う二次廃棄物の長期保管や廃棄体化に向けた性状把握、模擬の燃料デブリ<sup>\*8</sup>を用いた化学的・物理的特性データの取得及び放射線・海水環境下での材料腐食挙動の評価等の取組を進めています。

### (3) 原子力災害を踏まえた原子力基礎基盤研究・人材育成の取組の推進

原子力の基盤と安全を支える、基礎基盤研究や原子力人材育成の取組を推進することは重要であり、文部科学省では、大学や研究機関等から提案を募り、新たな知見の創出や、人材育成の取組を支援しています。平成23年度は、今回の事故を踏まえた取組を支援するとともに、平成24年度からも、原子力安全の一層の高度化や事故を受けて新たに顕在化した課題の解決に向けた大学等の取組を重点的に支援・推進していくこととしています。



超高圧水洗浄技術の実証試験  
(福島大学キャンパスにて)

<sup>\*8</sup> 核燃料棒が事故等で破損・溶融し、固形、破片、粒子状になったもの

## 9 原子力損害賠償への対応

今回の事故発生以降、多くの住民が避難生活や、生産及び営業を含めた事業活動の断念などを余儀なくされており、被害者の方々が一日でも早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、迅速・公正・適正な救済が必要です。

文部科学省では、今回の事故に関して、原子力損害の賠償を円滑に進められるよう、原子力損害の範囲など当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行うため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき平成23年4月11日より「原子力損害賠償紛争審査会」を設置しています。

同審査会においては、迅速な被害者救済の観点から、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を順次策定しており、これまで「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成23年4月28日）、同第二次指針（同年5月31日）、同第二次指針追補（同年6月20日）、同中間指針（同年8月5日）、同中間指針第一次追補（自主的避難等に係る損害について）（同年12月6日）、同中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）（平成24年3月16日）を策定しました。また、法務省や法曹界の協力を得て、平成23年8月に「原子力損害賠償紛争解決センター」を東京都港区と福島県郡山市に設置し、東京電力と被害者の和解の仲介の体制を整備し、仲介を実施しています。

平成23年度第2次補正予算においては、東京電力による迅速な賠償の実施のため、国と東京電力との間に結ばれていた原子力損害賠償補償契約に基づいて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の補償金1,200億円が平成23年11月に国から東京電力に支払われました。

このほか、政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力株式会社福島第一原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、③電力の安定供給の3つを確保し、かつ国民負担の極小化を図ることを基本として損害賠償に関する支援を行うため、「原子力損害賠償支援機構法」に基づき、原子力損害賠償支援機構を設置しました。

また、平成23年7月29日には、原子力事故による被害者を早期に救済するための緊急措置として「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」が成立したことを受け、福島県、茨城県、栃木県、群馬県において観光業を営む中小企業者に対しての国による仮払いの受付を、同年9月21日に開始し、緊急措置としての仮払いを実施しました。

## 第6節 人づくりから始まる創造的復興に向けて

### 1 東日本大震災の復旧・復興に関する取組についての検証

文部科学省では東日本大震災発生以来、復旧・復興のために上述のような取組を進めてきましたが、震災から半年以上が経過した時点で、これらの取組の課題・教訓等を整理し、今後の危機管理等の取組に活用するため、平成23年10月に省内に検証チームを設置し、文部科学省の取組に関する検証を始めました。

検証に当たっては、文部科学省の取組を、①緊急時対応体制、②被災地・被災者への緊急支援、③学校における教育活動等への支援、④教育施設の復旧・復興への支援、⑤科学技術分野の支援、⑥文化・スポーツ分野の支援、⑦原子力災害への対応、の7つの項目に分けて、各部局に自己検証を促すとともに、省内の全職員から意見募集を実施し、平成23年12月に第一次報告書をまとめました。

同報告書では、文部科学省所管の各分野における取組や課題、教訓を整理・検証して全体で132の

教訓を導出するとともに、特に文部科学省の緊急時対応体制について検証し、文部科学省防災業務計画や業務継続計画等の改定、原子力事故・災害時対応マニュアルの改定など10の提言を行いました。

さらに、第一次報告書に記載された内容について、その後の取組をとりまとめるとともに、SPEEDIの計算結果の活用・公表や環境放射線モニタリング情報の収集・分析・公表の在り方、学校給食や学校の校舎・校庭等の利用判断における考え方など学校における放射線への対応、学校が避難所となった際の対応の在り方、の特定検証テーマについて検証を行うとともに、今後の改善策として、SPEEDIについて仮に放出源情報が得られない場合にあっても避難の参考として活用されるための計算及び公表の方法等について検討すべきであることや、学校の校舎・校庭等の利用について放射線影響に関する科学的知見を収集し、保護者等へのわかりやすい情報提供を図ることなどの提言を第二次報告書としてとりまとめています。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故については、政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」（委員長：畑村洋太郎東京大学名誉教授、工学院大学教授）の中間報告が昨年12月に取りまとめられ、引き続き、その調査・検証が行われるとともに、国会の「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（委員長：黒川清東京大学名誉教授、元日本学術会議会長）の調査・検証が行われているところです。

文部科学省としては、これらの検証結果を真摯に受け止め、そこで得られた教訓を今後の危機管理等の取組に活かしていきたいと考えています。

## 2 人づくりから始まる創造的復興に向けて

### (1) 特に取り組むべき課題

東日本大震災以降、地震や津波の被害を受けたり、原子力災害対策特別措置法による警戒区域・居住制限区域等に指定されたりした地域に住んでいた子どもたちの多くが、避難生活や転校などを経験しました。平成24年6月現在においてもなお、家族や友人と離れての不自由で不便な生活を余儀なくされ、元のような生活を取り戻せず不安の中で毎日を送る子どもたちが多くいます。

文部科学省では、こうした子どもたちが少しでも早く「日常」の生活を取り戻し、安心して過ごすことができるよう、引き続き、学校の校舎・校庭等の除染や学校施設の復旧等を通じた子どもたちの学びの場の整備に取り組んでいきます。また、健康管理への支援や、心のケアや学習支援、自然体験活動や文化芸術・スポーツ活動の機会の提供等を通じて、不安やストレス、心の傷を抱える子どもたちを支えるとともに、子どもたちが安心して学び、健やかな生活を送ることができるよう、取組を進めていきます。

### (2) 東日本大震災の教訓を踏まえた人づくり

今回の大震災の教訓は、防災対策などに止まらず、従来の社会の在り方や人の考え方など幅広い問題に及ぶものです。文部科学行政との関わりでは、大震災の経験は、未曾有の震災という非常に困難な状況に追い込まれた時に必要となるのが、一人ひとりが直面する状況の中で何をなすべきか自ら考え判断し行動する力、困難に立ち向かうために周りの人々と知恵と力を合わせて協力し合う力、そしてそのような困難に直面する人々を支えようとする絆<sup>きずな</sup>であることを問い掛けるものでした。このような教訓は、文部科学行政全体を横断する視点として、世代を通じて伝えていく必要があります。

文部科学大臣からも、震災直後の平成23年4月に内閣総理大臣とともにメッセージを発出したのに続き、平成24年4月に、新学期に当たり、これからの被災地や我が国の将来を築いていく子どもたちや学校関係者に向けて、仲間と共に学び、他者のために働ける人となることを期待する旨のメッセージを発表しました。

中央教育審議会においては、被災地の教育関係者からのヒアリングなどを行い、今回の大震災から

得られた教訓として、例えば、

- ・困難に直面しようとも、諦めることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力の重要性
- ・新たな社会的・経済的価値を生み出すイノベーションの創造など、未来志向の復興・社会づくりを目指していくこと、そのための人材育成の重要性
- ・経済的理由など様々な事情によって制約されることなく、全ての子ども・若者が安心して必要な力を身に付けていける環境整備の重要性
- ・人々や地域間、各国間に存在するつながり(絆)や、人と自然の共生の重要性

などの視点を掲げ、現在検討されている平成25年度からの第2期教育振興基本計画の策定に当たって重視することとしています。

このことを踏まえ、「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」(平成23年12月9日、中央教育審議会教育振興基本計画部会)では、今後の教育行政について、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という4つの基本的方向性が示されています。

復興の先にある社会を見据えると、東北発の未来型教育モデルづくりを促進し、全国に広げていくながら、このような教訓を被災地だけでなく我が国全体の課題として共有していく必要があります。

文部科学省では今後も、このような人づくりを推進するとともに、このような人材が生み出す英知を活用しながら、被災地の復興、そして新しい日本の再生に取り組んでいきます。

## Column No. 16

### 一般社団法人創造的復興教育協会

東日本大震災後、被災地での復興活動も本格化していますが、教育においても、ただ元に戻すという復旧にとどまらず、大震災の教訓を踏まえながら新しい未来をつくりあげていく「創造的復興教育」に取り組んでいくことが求められています。平成24年2月に設立された「一般社団法人創造的復興教育協会」は、文部科学省と連携して、復興教育に関するさまざまな取組を共有し、ネットワークを構築するとともに、先進的取組を全国に発信する取組を進めています。

同協会は、平成24年5月には「創造的復興教育フォーラム」を文部科学省講堂において開催し、東日本大震災と福島第一原発事故への想いをこめた福島県立いわき総合高校の演劇公演や、全国生徒会サミットを主催するSENDto2050プロジェクト、防災マルチプル電子図鑑などを切り口に電子教材のイノベーションに取り組む311まるごとアーカイブス、持続可能な社会の担い手を育成する教育を掲げる気仙沼市教育委員会、生き抜く力を育む創造教育に取り組む釜石市教育委員会による取組発表が行われました。



演劇



事例発表

新学期を迎える皆さんへ 平野文部科学大臣からのメッセージ(平成24年4月3日)  
(被災地の小学校段階の児童向け)

みなさん、入学、進級おめでとうございます。

本当にたいへん一年をのりこえ、こうしてみなさんが、また学校に来てくれていることを、まず、なによりも感謝したいと思います。

本当にありがとう。

あの東日本大震災から、一年がたちました。

みなさんの中には、まだ仮設住宅などで不自由な生活をしている方たちがたくさんいらっしゃるとおもいます。校舎が壊れ、まだきちんとした教室で授業を受けられない学校もあります。

それでもみなさんは、この一年、笑顔を忘れずに頑張ってきましたね。みなさんのその笑顔が、私たち大人に、未来への大きな希望を教えてくださいました。

もう一度、本当にありがとう。

私たちも、みなさんが一日でも早く、普通の学校生活を取り戻せるように努力をしていきます。

大切な家族や、お友達や、故郷の風景を失った悲しみは、たやすく忘れられるものではないとおもいます。「悲しみを乗り越えて」と言葉でいうのは簡単ですが、それはとても時間のかかることです。

でも、みなさんは、一人ではありません。

学校の仲間や先生がいます。

仲間と共に学ぶこと。勉強やスポーツや文化活動を通じて、何かに夢中になることを見つけて、みんなと一緒に夢中になって、そのことで、悲しみが少しでも和らぐならと願っています。

日本は自然災害の多い国です。

津波、地震だけではなく、私の生まれた和歌山県も、昨年、水害で大きな被害を受けました。

自然は、人間に厳しい試練を課すときがあります。しかし、私たち人間は、自然からの恵みを受けて生きていることも間違いありません。

どうか、たくさん勉強をして、自然と共に生きる知恵を学んでください。

今回の震災では、外国からもたくさんのお助けや励ましがありません。

日本と日本人は、ひとりぼっちの存在ではありません。

みなさんは、大人になってから、助けてくれた外国の方たちに、きちんとお礼を言える人間になってください。そして困っている人がいたら、手をさしのべられる人になってください。

地震や津波、原子力発電所の事故、そして復旧、復興に命がけで立ち向かう、消防士さんや警察官、自衛官の人たちの姿を、みなさんは見てきたと思います。そして何より、子どもたちを命がけで守った、たくさんの方の先生方を忘れずにください。

みなさんも、一生懸命勉強し、スポーツで身体を鍛え、芸術に触れて優しい心を育み、そして他人のために働ける人になってください。

私も、学校の先生方と一緒に、みなさんの笑顔が消えないように、全力でみなさんを支えます。

どうか、この春には、たくさん新しい友達を作ってください。

そうして、みんなで一緒に、もっともっと、楽しい学校を作っていきましょう。

もんぶ かがくだいじん ひらの ひろふみ  
文部科学大臣 平野 博文

# 東日本大震災における文教科学技術施策年表(震災発生～平成 24 年 3 月)

年 月 日	施 策
平成 23 年 3 月 11 日	文部科学省東北地方太平洋沖地震非常災害対策本部設置
3 月 11 日	文部科学省原子力災害対策支援本部設置
3 月 11 日	「全国の大学病院に対し、東北地方太平洋沖地震被災地域への DMAT の派遣を要請」事務連絡
3 月 14 日	「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について」通知
3 月 14 日	「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」通知
3 月 15 日	「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震に関する教員免許更新制における円滑な手続き等について」通知
3 月 15・17 日	「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震等により被災した学校施設の早期復旧について」事務連絡
3 月 16 日	「東北地方太平洋沖地震に対する支援のための学校給食施設等の活用に関する協力要請について」事務連絡
3 月 22 日	文科・厚労大臣の連名で、主要経済団体等に対し、震災の影響を受けた学生・生徒への配慮を要請
3 月 22 日	「東北地方太平洋沖地震にかかる被災者のための宿泊施設の確保について」事務連絡
3 月 22・25・31 日	国費留学生等への柔軟な対応について、(独)日本学生支援機構から大学等に事務連絡
3 月 25 日	「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」事務連絡
3 月 25 日	「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度学事日程等の取扱いについて」事務連絡
3 月 25 日	「復旧工事に係る文化財保護法第 125 条及び第 168 条の規定の適用について」通知
3 月 25 日	「復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について」通知
3 月 29 日	「東北地方太平洋沖地震の災害復旧事業計画書の作成に係る特例措置について」事務連絡
3 月 30 日	東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)の開始
4 月 1 日	「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」開設
4 月 1 日	「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について」通知
4 月 1 日	「東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を」(文化庁長官メッセージ)
4 月 5 日	「東日本大震災を受けた避難経路等の緊急点検について」通知
4 月 5 日	「計画停電期間中における学校給食の留意点について」事務連絡
4 月 5 日	「東日本大震災により被災した学校の再開について」事務連絡
4 月 5 日	「新年度からの学校給食の実施に当たっての留意点について」事務連絡
4 月 6 日	「東日本大震災に係る内閣総理大臣及び文部科学大臣からのメッセージについて」通知
4 月 7 日	「被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて」通知
4 月 8 日	「東日本大震災に伴う学生等への支援について」通知
4 月 8 日	「計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響等について」事務連絡
4 月 8 日	「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて」通知
4 月 8 日	「みんなでつくる被災地学校運営支援サイト」開設(国立教育政策研究所)
4 月 11 日	文部科学省東日本大震災復旧・復興対策本部設置
4 月 11 日	原子力損害賠償紛争審査会設置
4 月 13 日	「被災地域からの児童生徒の受入れに関する各種情報の紹介について」事務連絡
4 月 15 日	「東日本大震災に係る災害報告書及び国庫負担(補助)事業計画書並びに現地調査における被災写真の取扱いについて」事務連絡
4 月 19 日	「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の安全性確保について」事務連絡
4 月 19 日	「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」通知
4 月 20 日	東日本大震災に係る都道府県・指定都市教育委員会教育長会議を開催
4 月 26 日	「学校給食用食材の調達支援事業の実施について」事務連絡
4 月 27 日	東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)の開始
4 月 28 日	宮城、岩手など 4 県に対して総計 424 名の教職員定数の追加措置を実施
4 月 28 日	「東日本大震災に係る文部科学省管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」通知 [学校敷地外における仮設校舎等の設置、応援教員等の仮宿泊施設]
4 月 28 日	厚労省と連携し、被災した学生・生徒に対して首都圏で就職活動するための宿泊施設(国立オリンピック記念青少年総合センター等)の無償提供を実施
4 月 28 日	原子力損害賠償紛争審査会が「第一次指針」を策定
4 月 28 日	「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」通知
5 月 6 日	「東日本大震災により被災した障害のある子どもに対する状況把握及び支援等について」事務連絡
5 月 9 日	「学校施設の節電対策に関するシミュレーションについて」公表(国立教育政策研究所)

年 月 日	施 策
5月11日	「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」事務連絡
5月19日	「国立大学法人等施設災害復旧費調査要領」の一部改正について」通知
5月20日	「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」通知 [机上調査額及び本省協議額の引上げ]
5月24日	教育復興支援員の設置
5月27日	「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」事務連絡
5月31日	原子力損害賠償紛争審査会が「第二次指針」を策定
6月7日	「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」通知 [建物の全半壊の判定や単価等の取扱いについて定め、事務の簡素化等]
6月7日	「東日本大震災に係る「学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の事務手続きについて」の取扱いについて」通知
6月16日	「福島県内の学校の屋外プールの利用について」事務連絡
6月20日	「被災児童生徒を受け入れる学校における諸問題等の防止の取組について」通知
6月20日	原子力損害賠償紛争審査会が「第二次指針追補」を策定
6月20日	「土壌処理に関する財政支援及び簡易型積算線量計の配布の取扱いについて」事務連絡
6月24日	福島、岩手、茨城など6県に対して総計656名の教職員定数の追加措置を実施
7月～	国立青少年教育振興機構との連携による「リフレッシュ・キャンプ」を実施
7月1日	「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」発足
7月4日	モニタリング調整会議(第1回)開催
7月7日	東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言取りまとめ
7月8日	「東日本大震災を踏まえた学校施設の新構造部材の耐震化推進について」事務連絡
7月11日	「東日本大震災特別弔慰金」創設
7月12日	東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議設置
7月19日	「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」ステップ1完了(原子力災害対策本部)
7月20日	「学校給食の食材の安全確保について」事務連絡
7月21日	「学校給食の食材の安全確保について(第2報)」事務連絡
7月26日	「東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令(平成23年文部科学省令第26号)」制定・公布
7月29日	「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」成立
8月3日	「原子力損害賠償支援機構法」成立
8月5日	「学校施設の防災機能に関する実態調査結果について」公表(国立教育政策研究所)
8月5日	原子力損害賠償紛争審査会が「中間指針」を策定
8月17日	「応急避難場所となる学校施設の防災機能の向上について」事務連絡
8月24日	「学校給食関連情報の文部科学省ホームページ掲載について」事務連絡
8月26日	「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」通知
8月29日	原子力損害賠償紛争審査会の下に原子力損害賠償紛争解決センターを開設
8月30日	「東日本大震災後の状況を踏まえた東日本への修学旅行の実施について」通知
9月1日	原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の受付開始
9月2日	「津波で被災した公立学校施設の災害復旧事業における取扱いについて」事務連絡
9月2日	「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」通知 [応急仮設校舎等に「仮体育・集会室」及び「仮調理関係諸室」を追加]
9月12日	原子力損害賠償支援機構設立
9月13日	原子力損害賠償紛争解決センターの福島事務所(郡山)開設
9月21日	「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づく国による仮払いの受付開始
10月11日	学校を基点とした復興の考え方として「学校からのまちづくり」公表
10月11日	「東日本大震災により被災した公立学校施設の復旧・復興に向けて(通知)」
10月28日	「東日本大震災に係る公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱への追加について(通知)」通知
10月28日	「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」通知 [応急仮設校舎等に「仮教育研修宿泊関係諸室」を追加]
11月4日	「東日本大震災で被災した子ども達への支援について」事務連絡
11月8日	「学校等の除染に関する技術的な助言を行う専門家の派遣について」事務連絡
11月15日	原子力損害賠償支援機構より東京電力に対し、5,587億円の資金を交付



年 月 日	施 策
11月21日	原子力損害賠償補償契約に基づいて、国から東京電力に対し、東京電力福島第一原子力発電所分の1,200億円を支払い
11月21日	「安全・安心のための学校給食環境整備事業について」事務連絡
11月24日	平成23年度教育研究公開シンポジウム「東日本大震災と学校」開催(国立教育政策研究所)
11月30日	「学校給食検査設備整備費補助金に係る事業計画書の提出について(依頼)」事務連絡
12月6日	文部科学省、農林水産省、国土交通省から「学校の復興とまちづくり」公表
12月6日	原子力損害賠償紛争審査会が「中間指針第一次追補」を策定
12月16日	「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」ステップ2完了(原子力災害対策本部)
平成24年1月24日	平成23年度国立教育政策研究所 文教施設研究講演会「地震国の学校建築-ニュージーランドと日本の知見の交流-」の開催(国立教育政策研究所)
1月27日	「学校給食モニタリング事業」の実施について(通知)
2月3日	東北マリンサイエンス拠点ミニシンポジウムの開催
2月20日～3月23日	未来への教科書「写真展」in 文部科学省 ～for our Children-被災地から世界へ。そして未来へ。伝えたいこと、共有したい想いがある。～
2月24日	「震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム～平素からの学校と地域の関係づくりが子どもたちを守り、地域を守ることにつながる～」開催
3月8日	「ジャパン・スタディ・プログラム」の実施
3月12日	「復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について」通知
3月16日	原子力損害賠償紛争審査会が「中間指針第二次追補」を策定
3月22日	「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集について」事務連絡
3月27日	原子力損害賠償支援機構より東京電力に対し、1,049億円の資金を交付